

上野原市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上野原市地域公共交通活性化協議会規約第13条の規定に基づき、上野原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会計年度毎に予算を編成し、協議会に諮り、承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、速やかに当該予算書の写しを上野原市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会に諮り、承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、上野原市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会の出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員の中から協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、上野原市の例により行うものとする。

- 2 協議会の出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算書を調整し、協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、協議会の監事の監査を受け、その結果を報告しなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定による協議会の承認を得たときは、速やかに当該決算書の写しを上野原市長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月21日から施行する。ただし、平成21年度の予算については、第2条第3項中「毎年4月1日に」とあるのは「協議会が設置された日に」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費